

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年4月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	復水脱塩装置通葉再生用硫酸移送ポンプ（A）の点検において、3段目のボールチェッキ部に動作不良が認められたため、当該部を修理	D	
2	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）の定例試験において、エンジン駆動潤滑油ポンプ出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	C	4月14日再審議にてグレード変更 D → C
3	4号機	使用済燃料プール内における使用済燃料集合体用チャンネルボックスの移送準備作業中、当該チャンネルボックスを燃料保管ラック（空）上に落下・転倒させたため、対応検討	A	
4	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気処理装置暖房用加熱蒸気入口配管のドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
5	5号機	気体廃棄物処理系排ガスサンドフィルタ入口流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・調整	D	
6	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）用電動機の点検において、オイルリングに摩耗が認められたため、対応検討	D	
7	6号機	低圧タービン（C）用上半外部車室の部品の加工において、切断位置の間違いによる当該部品の誤切断が認められたため、対応検討	C	
8	6号機	第一給水加熱器（B・C）用レベル調節弁（2台）の浸透探傷検査において、弁体シート面に浸食が認められたため、弁体を交換（1台）及び当該部を修理（1台）	D	
9	6号機	低圧タービン（A・B・C）用外部車室上半の浸透探傷検査において、溶接部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）用加熱蒸気戻り系復水器入口ドレン弁の全閉操作において、弁棒が折損したため、当該弁を点検・修理	D	
11	6号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（A・B）の動作確認において、ポンプ（A）の出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	6号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（D）のグランドリーク飛散防止カバーより海水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理及びグランド部を点検・調整	D	
13	集中環境施設	乾燥固化系遠心薄膜乾燥機（B）の通水洗浄時、「振動高」を示す警報発生と同時に自動停止したため、当該乾燥機を点検・修理	D	
14	その他	柏崎刈羽原子力発電所への予備品の移管手続きにおいて、資産登録上必要な設備振替手続きの一部を失念していたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで